

独立行政法人大学入試センター事務情報化推進委員会規則

〔平成13年4月1日〕
規則第34号

改正 平成14年3月29日規則第11号

改正 平成18年4月1日規則第33号

独立行政法人大学入試センター事務情報化推進委員会規則

(設置)

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）に、事務の情報化を総合的・計画的に推進し、事務処理の効率化・高度化を図るため、事務情報化推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 事務情報化推進計画の策定に関すること。
- 二 事務情報化推進の具体的実施方策に関すること。
- 三 事務情報化推進に係る基盤整備に関すること。
- 四 事務情報化に伴う不正侵入の防止等適切な安全対策に関すること。
- 五 その他事務情報化に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 課長
- 二 研究開発部教員 2人
- 三 各課 1人
- 四 その他理事長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、総務課長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、理事長の求めに応じて、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(定足数及び議決)

第6条 委員会の定足数は、委員の過半数とする。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議結果の報告)

第7条 委員長は、審議結果又は審議経過を理事長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。